

各専門部会における調査研究テーマの検討結果について

第 1 専門部会

行政組織・定員適正化の検討結果について

第 1 専門部会では、3 回の専門部会を開催し、「課の統廃合を進めるなど組織の簡素化に努めるとともに、市民に分かりやすい行政組織を目指す」との方針のもと、行政組織・定員適正化について、調査・検討を行った。

■検討の結果

部会員からの提案及び提案に対する意見の概要をとりまとめると以下のとおりである。

(1) 職員の適正配置及び定員削減を踏まえた簡素な行政組織の検討

ア スタッフ制の導入

⇒ 市民ニーズの多様化により業務が複雑多岐となっているが、これまでも主任を課付にし、業務量の複雑化や増大に柔軟に対応する仕組みとしており、今後とも、他市の状況とも見ながら、スタッフ制の導入について検討を続ける。

イ 中堅職員研修の実施及び政策形成研修の充実

⇒ 人材育成基本方針に基づき、研修機会の充実を図る。

ウ 企画調整課、広報情報課及び総務課の業務分担の見直し（平成 22 年度検討事項）

⇒ 企画調整課、広報情報課及び総務課の各業務量を見極めながら平成 24 年度に見直しを行うとともに、広報情報課の主な業務である広報部門、統計部門、電算部門について、係化や室化、分室化を検討する。

エ 上水道課と下水道課の統合（平成 22 年度検討事項）

⇒ 企業会計と特別会計を一つの課で取り扱うことに対しては十分な準備が必要であるが、料金等収納業務の統合など可能な部門もあるため、上水道管路等の整備及び下水道の事業認可の拡大にも留意しつつ、上水道と下水道の建設部門を別係とするなど考慮しながら、平成 24 年度から統合する。

(2) 平成 24 年度以降も検討を行うもの

ア 農業振興課と農地林務課の統合

- イ 散居村ミュージアムと散村地域研究所の連携及び指定管理化
- ウ 地域振興課振興係の廃止又は教育委員会の設置場所の変更などの庄川支所機能の効率化

第2専門部会

事務事業の整理統合の検討結果について

第2専門部会では、これまで6回の専門部会を開催し、「類似事業は整理統合し、効率化を進める」との方針のもと、事務事業の整理統合について、調査・検討を行った。

■検討の結果

部会員からの提案及び提案に対する意見の概要をとりまとめると以下のとおりである。

(1) 公の施設の使用料及び減免規定の改正の指導

各施設の ①施設の使用料・利用料 ②冷暖房 ③営利目的の使用 ④減免基準 ⑤施設の入館料・観覧料 ⑥団体・個人の定義 ⑦年齢の定義 ⑧身体障害者等の定義は、これまでの設置の背景や利用者の形態等を勘案し、施設毎に定めていたことから、市全体では不均衡な料金設定となっており、昨年度の専門部会において、原則、統一するよう検討した。

本年度の専門部会において引き続き検討を行い、ホール、会議室、研修室等のいわゆる「部屋貸し」、「施設貸し」を行う施設や、これまで入館料、観覧料等の料金を徴収していない施設については料金徴収を検討するなど、市の施設の利用者の「公平な受益者負担」の観点から、また、入館料・観覧料等の用語の定義及び運用は、市の施設の利用者の「均一的な取扱い」の観点から、以下のとおり見直しを行うこととした。

ア 使用料・利用料の見直し方針

施設の使用料・利用料について①	<p>○これまで使用料・利用料を徴収していない施設については、原則としてこれを設定する。</p> <p>※料金を新たに設定する施設⇒9施設（庄川高砂会館、勤労青少年ホーム、庄川勤労者体育センター、B&G海洋センター、太田テニスコート、中村体育施設、高道グラウンド、中村グラウンド、上和田緑地（キャンプ場））</p> <p>※となみ野サロンについては、耐震庁舎の活用を図るため、庁舎化を予定しており、除外する。</p> <p>○施設利用の利便性及び施設管理上の観点から、原則として施設の利用形態を「時間帯」とする。（「1時間単位」の利用形態としない。）</p> <p>※1時間単位の利用形態とする施設⇒なし</p>
-----------------	--

施設の 使用料・利 用料につ いて②	<p>○原則として施設の利用時間帯（昼間、夜間など）により使用料・利用料の単価（時間帯料金÷時間の比較による。）の額に差異を設けない。 ※料金の規定を変更する施設⇒26施設</p> <p>○利用者の利用目的に直接関係しない「施設の建築経過年数」、「管理運営コスト」、「利用実績」等により使用料・利用料の額に差異を設けない。</p> <p>○利用時間帯を超えて利用した場合は、原則として超過した時間1時間につき基本使用料（時間帯料金）に10分の3を乗じた額を基本使用料に加算する。 ※超過料金を新たに設定する施設⇒6施設（庄川勤労者体育センター、太田テニスコート、中村体育施設、高道グラウンド、中村グラウンド、上和田緑地（キャンプ場）） ※超過料金の規定を変更する施設⇒24施設</p>
冷暖房に ついて	<p>○冷暖房を利用する場合は、原則として基本使用料（時間帯料金）に10分の3を乗じた額を基本使用料に加算する。 ※冷暖房料金を新たに設定する施設⇒4施設（庄川高砂会館、庄川若者の館、勤労青少年ホーム、B&G海洋センター） ※冷暖房料金の規定を変更する施設⇒8施設</p>
営利目的 の使用に ついて	<p>○営利目的の使用をする場合は、原則として基本使用料（時間帯料金）に2を乗じた額を基本使用料とする。 ※営利目的使用料金を新たに設定する施設⇒3施設（庄川高砂会館、勤労青少年ホーム、B&G海洋センター） ※営利目的使用料金の規定を変更する施設⇒12施設</p>
減免基準 について	<p>○ホールや観光施設など、類似施設の減免基準は主旨を統一する。</p> <p>○減免規定は条例に定めることとし、その運用細目については規則等で定める。</p>

イ 入館料・観覧料等の見直し方針

施設の入 館料・観 覧料につ いて	<p>○これまで入館料・観覧料等を徴収していない施設については、原則としてこれを設定する。 ※料金を新たに設定する施設⇒2施設（となみ散居村ミュージアム（民具館）、庄川美術館） ※料金の規定を変更する施設⇒3施設</p>
----------------------------	--

<p>団体、個人の定義について</p>	<p>○観光施設（出町子供歌舞伎曳山会館、チューリップ四季彩館、となみ散居村ミュージアム、水資料館、かいによ苑、美術館）については、20人以上を対象に団体料金を設定する。</p> <p>※団体料金を新たに設定する施設⇒3施設（となみ散居村ミュージアム（民具館）、庄川美術館、B&G海洋センター）</p> <p>※団体料金の規定を変更する施設⇒2施設</p> <p>○団体料金は、個人単位の入館料・観覧料等から2割に相当する額を減じた額とし、条例で定める。</p>
<p>年齢の定義について</p>	<p>○年齢の区分は、「小学生」、「中学生」、「高校生」、「一般」として条文中の表現を統一し、それぞれの施設等の目的によってその区分を適用することとし、条例で定める。</p> <p>※年齢区分（年齢等表現）の規定を変更する施設⇒31施設</p> <p>○施設の設置目的に応じ、年齢の区分に「高齢者（満65歳以上の者をいう。）」の区分を設けることができるものとし、条例で定める。</p> <p>※高齢者料金を新たに設定する施設⇒5施設（出町子供歌舞伎曳山会館、チューリップ四季彩館、庄川水資料館、砺波市美術館、庄川美術館）</p> <p>※高齢者料金の規定を変更する施設⇒3施設</p>
<p>身体障害者等の定義について</p>	<p>○身体障害者等の入館料・観覧料等を設定する場合は、「身体障害者手帳等の所持者」にその条文中の表現を統一し、条例で定める。</p> <p>※身体障害者等の表現の規定を変更する施設⇒6施設</p> <p>■身体障害者等の定義としては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類のうち、いずれかの手帳を所持する者とする。</p> <p>○身体障害者等料金は「無料」とし、条例で定める。</p> <p>※身体障害者等料金を新たに設定する施設⇒5施設（チューリップ四季彩館、となみ散居村ミュージアム（民具館）、庄川水資料館、砺波市美術館、庄川美術館）</p> <p>※身体障害者等料金の規定を変更する施設⇒2施設</p> <p>○上記にかかわらず、苗加苑、北部苑、麦秋苑、庄川健康プラザ（ウォーキングプール）は、施設設置の趣旨から対象としない。</p>

(2) 公用車の効率的な運用による計画的な台数削減及びエコカーへの変更の検討

公用車の効率的な運用による計画的な台数削減及びエコカーへの変更を進めるため、以下の方針で取り組むこととした。

ア 職員用掲示板において使用申請を行っている共用車の台数を増やすとともに、共用車所管課による専有を廃止する。

イ 市役所内の他課が公用車を使用する際、貸借願等を提出させる課もあるため、その手続きを廃止し、事務の簡素化を図る。

ウ 引き続き、公用車の買い替えの際に台数の削減の可否を検討するとともに、買い替えの場合は、軽自動車化、ハイブリッド化を図る。

(3) 団体運営補助金の適正化について

砺波市行政改革大綱に掲げる補助金等の適正化の観点から、各種団体の運営を支援する目的で交付する補助金について、特に繰越金の多い団体を対象に、次のとおり補助金の額の適正化制度を設け、平成24年度からの適用を検討した。

なお、この制度は政策的な補助金の削減等を妨げるものでないものとする。

ア 制度の概要

- a 特に前年度からの繰越金が多いと認められる団体に対する補助金について、原則下記に定める算式に基づき当該年度の補助金を減額する。
- b 公的補助の観点から、30,000円以下の補助金については適正化の対象としないものとし、また、適正化後の補助金の額についても30,000円を下らないものとする。
- c 「特に繰越金が多いと認められる」場合とは、前年度の執行率が90%に満たない場合とし、90%以上の場合は適用しない。

$$\text{前年度執行率} = (\text{前年度支出総額}) / (\text{前年度収入総額}) \times 100$$

※収入総額及び支出総額については、別の補助事業や委託事業などによる特定の財源で賄われる事業費に係る収入及び支出として特定できる額は控除するものとする。

d 本制度に基づく補助金の減額の効果は、当該年度限りとする。

e 本制度の運用にあたり、団体ごとの特別の事情については、公平・公正の観点から考慮するものとする。

イ 算式

適正化後の補助金の額

$$= \text{基準額 (平成23年度に交付した補助金額)} - \{ \text{前年度繰越金額} \times (\text{基準額} \div \text{前年度収入総額}) - (\text{基準額} \times 10 / 100) \}$$

第3専門部会

外郭団体の見直しの検討結果について

第3専門部会では、これまで4回の専門部会、1回の研修会を開催し、「特例民法法人である外郭団体の公益財団法人移行の手続き指導を行うとともに、事業費補助金及び委託金の見直し等自立的な経営について検討を行う」との方針のもと、外郭団体の見直しについて、調査・検討を行った。

■検討の結果

部会員からの提案及び提案に対する意見の概要をとりまとめると以下のとおりである。

(1) 公益財団法人移行に向けての検討について

ア 公益財団法人移行方針の検討結果

法人の公益認定に関しては、6つの基本的事項（①事業からの判断、②税制面からの判断、③組織からの判断、④経理面からの判断、⑤事務手続きの事務量・手続き能力の有無からの判断、⑥新法人設立の時期）について精査を行い、次のとおりの移行方針とした。

a 砺波市花と緑の財団

○移行する法人の種類・・・財団法人とする。

○公益法人化の有無・・・公益法人とする。

○設立の日・・・・・・平成24年4月1日を目途とする。

○その他

- ・チューリップフェア事業が収益事業と判断され、公益事業比率が50%を超えない見込みとなる場合は、フェア事業の全部または一部を財団以外で実施するなど、経理面において事業比率を調整することで公益法人とすることを検討する。
- ・公益法人化の経理的基礎要件を満たすために、公認会計士又は税理士を監事につけるか又は経理事務を有資格者に委託等する必要がある。
- ・みなし寄付金制度を活用し、チューリップフェアの収益を赤字の公益事業に充てることを検討する。
- ・公益法人の場合、フェア協賛金を寄付収入とすることで、協賛者が寄付金控除を受けられ、協賛金の増加が期待できることから、寄付金とすることを検討する。

b 砺波市体育協会

- 移行する法人の種類・・・財団法人とする。
- 公益法人化の有無・・・公益法人とする。
- 設立の日・・・・・・・・平成24年11月1日を目途とする。
- その他
 - ・組織運営に支障が出る恐れがあるため評議員の数を削減することを検討する。
 - ・公益法人化の経理的基礎要件を満たすために、公認会計士又は税理士を監事につけるか又は経理事務を有資格者に委託等する必要がある。
 - ・新たな競技団体が参入に必要な加入金を寄付収入とすることで、加入者が寄付金控除を受けられ、加入の増加が期待できることから、寄付金とすることを検討する。

c 砺波市農業公社

- 移行する法人の種類・・・財団法人とする。
- 公益法人化の有無・・・公益法人とする。
- 設立の日・・・・・・・・平成24年4月1日を目途とする。
- その他
 - ・公認会計士又は税理士を監事につけるか又は経理事務を有資格者に委託等する必要がある。
 - ・特産品販売収益は、砺波市の特産品販売促進に資する公益事業であり、販売収益は非課税とするよう検討する。

イ 法人の定款に関する検討結果

新法人移行の際には、法人の定款を新たに定めることとなるが、市の事務と密接に関係があるものや他の団体とバランスを図る必要があることから、次のとおり基本的な方針を示すこととした。

a 会計年度

各法人とも、市と密接な関係であることから、市と同じ会計年度とする。

b 評議員

- 評議員は、それぞれ法人の定款で定めた数と方法で選任することとするが、その開催や決議に支障をきたさないように団体の規模に応じた数とする。
- 選任には、構成団体役員の充て職とするのではなく、団体の目的に沿った個人的な能力や資質に着目した人選を行うよう検討する。
- 評議員には、報酬は支払わない。ただし、費用弁償は支払うこととする。

c 役員

- 法人の役員は、理事及び監事とする。
- 法人には、理事の互選により理事長、副理事長及びその他の理事を置く。
- 副理事長の数は、法人の規模及び業務内容により適当な数を定款で定める。
- 業務の内容等必要に応じて常勤の理事（常務理事）又は理事会が必要と認めた理事（専務理事）を置くことができるものとし、その名称及び人数を定款で定める。
- 理事の代表権は、理事長及び副理事長に付与することとするが、副理事長の代表権は、理事長が不在又は事故あるときの権利執行に限る。
- 報酬は、評議員と同様とする。ただし、常勤の理事又は理事会が必要と認めた理事には、報酬を支払うことができることとし、その旨を定款に定める。

d 公益認定の取り消し等に伴う贈与及び解散時の残余財産の帰属

団体の公益性を考慮し、評議員会の決議を経て砺波市に帰属するものとする。

e 組織、内部管理に必要な規程等

法人の組織及び内部管理を行う際に必要となる規程等については、次の規程を基本とし制定することとする。

- 役員等の費用弁償に関する規程（費用弁償の支払い）
- 事務局組織規程（組織、職、分掌事務）
- 処務規程（文書、決裁、公印）
- 就業規則（服務、採用、勤務、休暇、旅行、災害、補償、懲戒、研修）
- 会計処理規程（会計、予算、執行）
- 職員給与規程（給料、手当）
- 旅費規程
- 職員退職金支給規程
- 職員表彰等規程
- 情報公開規程
- 個人情報保護規程
- 事業資金規程

(2) 外郭団体に支出する事業費補助金等の見直しの検討について

ア 事業補助金等の見直しの背景

市の外郭団体は、消費税、法人税等の税（以下「国税」という。）を納めているが、その事業に係る必要経費は市が事業補助金又は事業委託料（以下「事業補助金等」という。）として支出しているので、それらの支出方法により税の節減を図ることを検討した。また合わせて、公益法人の認定を受けることで、税に対する優遇措置の制度を

活用して節税に努めるものである。

イ 補助金等の見直しの検討結果

a 委託料の支出方法の見直し

委託料には、人件費を含めない。また、委託料の剰余金は、返還することで法人税が節税となることから、返還することを検討する。

b 補助金の支出方法の見直し

補助を行う事業は公益目的事業に限ることで、法人税が節税となることから補助を行う事業は公益目的事業に限ることとし、節税分の補助金額を減じることとする。

補助金は、その総額を人件費相当額とそれ以外に区分し、人件費相当額を特定収入以外の収入として消費税を申告することで、消費税額の節税に努め、節税分の補助金額を減じることとする。(ただし、人件費は財団職員分に限る。)

c 公益法人税制の活用

収益を非収益部分に充当する「みなし寄付金制度」を活用し、収益金額を減らす。

また、「特定費用準備資金制度」を活用し、特定の活動について支出するために保有する資金を積み立てて収益金額を減らすことで節税に努める。

第4専門部会

事務改善の検討結果について

第4専門部会では、これまで3回の専門部会を開催し、「①民間でできることは民間で ②市民サービスの向上 ③費用対効果 ④取り組み時期」の観点から、事務改善を検討する」との方針のもと、職員提案等を調査・検討した。

■検討の結果

職員からの提案及び提案に対する部会員の主な意見の概要をとりまとめると以下のとおりである。

(1) 広告料収入の検討結果

市町村の広告事業への取り組みは広く普及してきており、新たな財源確保及び市有財産の有効活用に資することが期待できることから、平成23年度内に、広告料収入に関する事業実施要綱を定め、平成24年度からの実施に向けて手続きを進める。

なお、当面、広告事業は市のホームページバナー広告に限り、その他の広告媒体については、継続して検討する。

(2) 新たな職員提案の募集と検討

ア 今年度から取り組むもの

a まちづくり研究会等の市民協働参画組織の継続又は発展的な活動

⇒ 各研究会の「継続」又は「後年度に再度開催」等の発展的な活動については、実施するよう個別に検討を促す。

b 印刷用紙の節減

⇒ 印刷プレビュー等の活用により印刷の無駄をなくすことで、資源の有効活用に努め、できるだけ反古（書き損じの不要紙）を利用できるようプリンタの設定を調整する。

c 事務用品・消耗品の共同利用の推進

⇒ 事務用品・消耗品は、市役所全体で共有することを検討し、更に、部や課ごとに在庫管理を調整し、共同利用の推進を図る。

d 無駄な照明等の消灯の推進

⇒ 庁舎の節電を強く進める取組みを実施する時には、各課に協力員を選任する。

e 市民課出入口付近の市民向けパンフレット置き場の設置

⇒ 市民課窓口近くに観光パンフレット置き場を設置する。

f 市保有バスの管理趣旨の徹底

⇒ 市保有バスを利用する場合、事故責任・保険等の面から、管理を徹底しているところであるが、利用者の定義等、分かりにくい部分があるので、明確にするとともに、職員に周知を図る。

検討の結果、アは、直ちに検討や実施が可能と思われるものであり、担当課等の調整が済み次第、取り組むものとする。

イ 平成24年度中の実施にむけ取り組むもの

a 文書件名簿のパソコン処理化

⇒ 文書管理規程を見直し、文書件名簿のデータ化を検討する。

b 庁舎内掲示の統一

⇒ パンフレットやポスターの掲示にルールを作り、掲示方法の統一を図る。

c 庁舎の出入口に固有の名前をつけ、建物名と玄関名をわかりやすく表示

⇒ 庁舎の出入口に固有の名前をつけ、当該場所へのサインや、庁舎案内図の記載等により、わかりやすく表示するとともに、職員等へ周知する。

d 庁舎のトイレの位置をわかりやすくする

⇒ サイン等の整備により、わかりやすくする。

e 職員への市庁舎等の光熱水費の報告

⇒ 職員へ市庁舎等の光熱水費の報告を、半年に一度から毎月実施とする。

f 総合防災訓練の職員参加

⇒ 総合防災訓練において、関係職員以外の参加について検討する。

検討の結果、イは、直ちに検討や実施が可能ではないが、平成24年度中の実施にむけ引き続き担当課等の調整を行い、取り組むものとする。

ウ 今後引き続き検討するもの

- a 駐輪場の充実
- b CADソフトの一元化
- c パンフレット及びポスター等のデザイン及びサイズ等の統一
- d 職員提案制度の見直し（褒賞制度）
- e 債権者に関する情報の共有管理
- f 市保有バス利用基準等の見直し
- g 総合計画実施計画の範囲拡大（特別会計、企業会計など）
- h 土木工事等業者委託費の縮小
- i 広報用テレビの設置

公共施設適正配置等に関する進捗状況について

1 検討委員会の提言

平成21年11月に「公共施設適正配置等に関する検討委員会」から、民間が行っている事業や市有施設との関係、受益と負担、施設の設置目的などの観点から、講座受講料や施設利用料、類似施設・類似事業の統合等について検討するように提言を受け、行政改革推進本部において、提言内容を具体的に推進することを全庁的に決定する。

2 検討の結果

- (1) 職業能力開発センターを改修し、多機能に使用できる会議室を増設する。
- (2) となみ野サロンを庁舎化し、講座事業は職業能力開発センターなどで実施する。
 - ・既存の部屋を改修し、事務室・会議室・書庫・防災備品庫・男性更衣室とする。
- (3) 庄川いきいき館は、平成24年度中に用途廃止する。
- (4) 庄川いきいき館の講座はとなみ野サロンの講座に統合する。
- (5) 勤労青少年ホームは使用料を設定し、多機能に使用する。

3 引き続き検討を要する課題

- (1) となみ野サロン、職業能力開発センター、勤労青少年ホームの所管部局、人的配置、運営（開館時間、休館日など）などについて
→次年度に第1専門部会において引き続き検討
- (2) 庄川いきいき館の事後活用について
- (3) 「となみ野サロン」「庄川いきいき館」「勤労青少年ホーム」「職業能力開発センター」の類似講座の統合推進について

平成23年度に実施の行政改革・事務改善事項（中間報告）

1 市民福祉の向上

項目	取組事項	実施概要
1 市民ボランティアの推進	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアポイント制度の実施（継続） 	<p>企画調整課・社会福祉課</p> <p>7月から、ボランティア活動の促進を図るため、福祉関係の活動のみならず、観光や生涯学習などにも対象を広げるなど、内容の見直しを行い、ボランティアポイント制度の本格実施を開始した。</p> <p>実績（12月末時点）： ボランティアポイント延14,190ポイントを配布 ボランティアセンター登録人数4,826人</p>
	<p>（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民スポーツボランティア研修の実施 	<p>生涯学習・スポーツ課</p> <p>市民スポーツボランティアを育成、支援するため、研修を実施する。</p>
2 広報広聴機能の充実	<p>（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビ番組の統合及びデータ放送の開始 	<p>広報情報課</p> <p>4月から、視聴者のニーズに合わせ行政番組の高画質化や高音質化を図るため、砺波市・南砺市・T S Tの各番組を統合しハイビジョン化するとともに、行政情報や緊急情報などをテレビ画面で伝えるデータ放送を開始した。</p>
	<p>（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページ内に「よくある質問」のコーナーを設置 	<p>広報情報課</p> <p>4月から、市民からのよくある質問や問合せに早急に対応するため、ホームページ内に「よくある質問」のコーナーを設置した。</p>
	<p>（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページ内に情報の自動配信機能を設置 	<p>広報情報課</p> <p>4月から、情報発信の迅速化と市民サービスの一層の向上を図るため、ホームページ内に最新情報を自動的に配信（RSS情報の提供）できる機能を設置した。</p>
	<p>（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページ内にツイッターを設置 	<p>広報情報課</p> <p>11月から、情報発信の迅速化と市民サービスの一層の向上を図るため、ツイッター（twitter）による情報配信を開始した。</p>
	<p>（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光ポータルサイトの開設 	<p>広報情報課・観光振興戦略室・商工観光課</p> <p>3月から、砺波市の魅力を全国に向けて効果的に発信するため、砺波市観光振興戦略プランに基づき、観光ポータルサイトを開設する。</p>
3 市民福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市営バスの利便性向上に向けた路線改正（継続） 	<p>社会福祉課・生活環境課</p> <p>10月から、JR城端線や民間バスとの接続強化と利便性の向上を図るため、福祉バスとふれあいバスを市営バス化し、12路線を運行している。</p>
	<p>（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> すこやか連携ノート作成 	<p>地域包括支援センター</p> <p>5月から、介護保険在宅サービス利用者が、ケアマネージャー、サービス提供事業所、医療機関等と情報を共有し、適切なサービスを利用するため、日々の身体状況等を記録する連携ノートを作成した。</p> <p>実績（12月末時点）：1,500冊発行</p>

項目	取組事項	実施概要
3 市民福祉の 推進	(新規) ・子育て支援医療請求書発行窓口の拡大	健康センター 10月から、対象者の利便性の向上を図るため、こども課と庄川支所（地域振興課）で発行している子育て支援医療請求書を、乳幼児健診や予防接種等で保護者が訪れる機会の多い健康センターでも発行できるようにした。
3 防災対策の 推進	・自主防災組織に対する支援 (継続)	総務課 自主防災組織に対し、引き続き、活動に必要な資機材を整備するための支援と、防火訓練や啓発等の活動に対する支援を行い、地域防災力の充実を図る。 実績（12月末時点）: 資機材整備 申請件数 6件 申請額 1,755千円 活動補助 申請件数 17件 申請額 170千円
4 環境対策の 推進	(新規) ・公用車の一元管理の推進	総務課 公用車については共用車制度を設け、効率的な運用に努めているが、更にその台数を増やし、一元管理に向けた取り組みを進める。また、運行状況調査に基づき、車両台数の計画的な削減を図るとともに、買い替えの際には台数の削減の可否を検討し、買い替える場合は、環境に配慮した軽自動車やハイブリッド車等の導入を図る。 実績（12月末時点）: 軽自動車導入 6台
	(新規) ・エコライフ・花と緑いっぱい事業に対する助成	生活環境課 4月から、環境にやさしい循環型社会の形成を目指し、花と緑に包まれた美しいまちづくりと、地球温暖化の防止に資するため、市民や事業所等が実施するゴーヤ等のプランター設置等、エコライフに向けた取組みへ支援を行った。 実績: 275件 2,603千円

2 行財政基盤の強化

項目	取組事項	実施概要
1 公正で透明な 市政運営	・行政評価の実施 (継続)	総務課・企画調整課・財政課 全ての事務事業を対象に行政評価を引き続き実施するとともに、担当者以外からの視点による二次評価を実施し、公表することで、市政の透明性を高め、市民との協働によるまちづくりを推進するとともに、総合計画実施計画の進捗管理及び次年度予算への反映を図る。 二次評価の結果: 現状維持 18 改善 37 廃止・休止 1
2 行政経費の 節減	・各種補助金の見直しによる削減 (継続)	財政課・各課 各種補助金等について、必要性や効果等の見直しを行い、不必要な補助金の廃止や補助率等の見直しにより削減を図る。また、平成24年度から、団体運営補助金を中心に、繰越金等の状況に基づく縮減ルールを適用できるよう検討している。 実績（12月末時点）: 補助金削減額 532千円

項目	取組事項	実施概要
2 行政経費の 節減	(新規) ・市役所庁舎の省エネルギー対策による経費の削減	<u>財政課・各課</u> 夏場の節電対策と地球温暖化の防止に資するとともに、経費の削減を図るため、以下のとおり実施した。また、各施設毎の電気使用量を調査し、市役所内で公表することにより省エネルギーに対する意識の高揚を図った。 ●クールビズ期間の1か月間延長（6月1日～10月31日） ●市役所庁舎内の蛍光灯の間引きや個別電源スイッチの設置 ●冷房使用時における室温28度の徹底 ●冷房の時間内使用の徹底 ●水曜日夜間に会議を設定しないなど、毎週水曜日のノー残業デーの徹底
	(新規) ・地理情報システムの有効活用	<u>上水道課</u> 問合せ等への迅速な対応及び保管スペースの削減等による事務の効率化を図るため、使用者情報等をデータ化し地理情報システムで検索を行えるようにする。
	・教育用コンピュータの一括整備による経費の節減 (継続)	<u>教育総務課</u> 補助事業を利用した教育用パソコンの一括整備により後年の経費負担を節減した。 <p style="text-align: right;">平成23年度節減額：18,066千円</p>
	・スクールバスの複数年契約による経費の節減 (継続)	<u>教育総務課</u> 経費の削減を図るため、スクールバスの運行委託を単年度契約から3年間の複数年契約とした。 <p style="text-align: right;">単年度分節減額：809千円</p>
3 財政構造の 健全化	・施設の使用料・利用料及び入館料・観覧料等の見直し (継続)	<u>各課</u> 施設の使用料・利用料については、利用者の公平な受益者負担の観点から、また、入館料・観覧料等については料金徴収を検討するとともに、均一的な取扱いとなるよう、引き続き検討を行い、平成24年度からの実施に向け条例改正手続きを行う。
	・未利用地等の有効活用 (継続)	<u>財政課</u> 未利用の市有地等について、売却処分等の有効活用を引き続き推進する。 <p style="text-align: right;">実績（12月末時点）：17件 7,918千円</p>
4 保有財産の 有効活用	(新規) ・長寿命化計画の策定	<u>土木課・都市整備課</u> 計画的な維持管理による施設の長寿命化を図るため、橋梁及び公園施設の長寿命化計画を策定している。
5 1市2制度 の解消	・水道料金格差是正補助金の見直し (継続)	<u>地域振興課</u> 平成22年度・23年度は経過措置を設け3分の1ずつ減額し、水道料金が統一される平成24年度をもって廃止する。 <p style="text-align: right;">平成23年度削減額：285千円</p>
	・水道料金の統一化 (継続)	<u>上水道課</u> 平成24年6月検針分からの水道料金の統一に向け、6月検針分から旧砺波市給水区域を値下げし、旧庄川町給水区域を値上げした。

項目	取組事項	実施概要
5 1市2制度 の解消	・下水道使用料の統一化 (継続)	下水道課 平成22年度・23年度は経過措置を設け、平成24年6月検針分から統一する。
6 給与経費等 の見直し	(新規) ・非常勤特別職の報酬の見直し	総務課 勤務日数に応じた適切な報酬支払いを行うため、支払基準を年・月単位から月・日単位に見直した。

3 組織・人員の見直し

項目	取組事項	実施概要
1 人材育成の 推進	・新たな人事評価システムの導入 (継続)	総務課 評価内容や運用について、引き続き改良点を検討し、評価者の人事評価における公平性と客観性の高い評価システムとなるよう評価研修を実施する。
2 定員の適正 化	・採用の抑制による職員数の適正化 (継続)	総務課 定員適正化計画に基づき職員数を削減する。 削減数 11人(病院を除く。)
3 組織機構の 見直し	(新規) ・企業立地推進担当の設置	総務課 4月から、既存立地企業の事業拡張、新規事業の誘致推進及び企業の要望等に機動的に対応するため、商工観光課内に企業立地推進担当を設けた。
	(新規) ・砺波市職業能力開発センターの設置	総務課 4月から、国から市への職業訓練センター施設の譲渡を受け、砺波市職業能力開発センター施設を設置した。
	(新規) ・学校建設室の設置	総務課 4月から、小・中学校施設の改築・耐震化事業の進捗を図るため、教育総務課教育施設係を学校建設室に分離し充実を図った。
	(新規) ・組織の効率化	総務課 4月から、農地の異動等に関する窓口業務を一本化し、事務の効率化と申請者の利便性の向上を図るため、農業振興課と農業委員会事務局の職員を兼務させた。
	(新規) ・課の統合	総務課 4月から、効率的に業務を推進するため、管理課と市民福祉課を地域振興課に統合した。
	(新規) ・課、係の統合	総務課 4月から、生涯学習とスポーツに関する業務を弾力的に運用するため、生涯学習課と体育課を生涯学習・スポーツ課に統合するとともに、4係(生涯学習係、文化芸術係、スポーツ指導係、体育施設係)を3係(生涯学習係、文化芸術係、スポーツ振興班)に統合した。
	(新規) ・会計管理者の職位の見直し	総務課 4月から、会計管理者の職位を部長級から次長級へと見直した。

項目	取組事項	実施概要
4 外郭団体の 活性化	(新規) ・ 砺波市観光協会への職員派遣	総務課 4月から、観光振興戦略推進のために設立される「一般社団法人砺波市観光協会」の事業の推進支援及び基盤強化に向けた人材確保のため、幹部職員を派遣した。

4 事務事業の見直し

項目	取組事項	実施概要
1 事業経費、 施設経費等 の見直し	(新規) ・ 学校給食センターの調理・洗浄等業務の民間委託	学校給食センター 4月から、学校給食センターの調理・洗浄等業務の民間委託を実施した。なお、所属する調理師については、小学校や保育所や総合病院の調理部門等に配置転換した。
	(新規) ・ 森林GISの導入	農地林務課 8月から、経費の節減と事務の効率化を図るため、県が整備している森林GISを導入した。
	(新規) ・ フルーツ村の運営体制の見直し	地域振興課 フルーツ村の運営について、地元団体へ移管し、平成24年度中に廃止する。
2 事務手続き 等の見直し	(新規) ・ 直通電話の導入	総務課・税務課 10月から、市役所から掛けられた電話のリダイヤル電話のたらい回し等を防ぐため、税務課に直通電話を3台設置し、不在時の着信履歴に直通電話番号が表示されるようにした。
	(新規) ・ 固定資産税台帳の閲覧手数料の収納方法の変更	税務課・市民課・会計課 4月から、固定資産税台帳の閲覧手数料の収納にかかる待ち時間を減らすため、税務課が納付書を用いて会計課で納付する方法から、市民課窓口で支払ってレシートを受け取る方法に変更した。
	(新規) ・ 新築記念樹交付申請書の配布方法の変更	税務課・農地林務課・都市整備課 4月から、新築記念樹交付申請書の二重配布や配布漏れをなくするため、都市整備課が建築物の完了検査申請書の受付時から、税務課が家屋評価訪問時に配布する方法に変更した。
	(新規) ・ 設計業務に対する進捗状況調査の実施	検査課 設計業務について、中間時点での実地体制と作業手順を確認する中間検査を実施する。 実績（12月末時点）：3件

平成24年度に実施を予定している行政改革・事務改善事項

1 市民福祉の向上

項目	取組事項	実施概要
1 市民一ボランティアの推進	・ボランティアポイント制度の実施 (継続)	<u>企画調整課・社会福祉課</u> ボランティア活動の促進と地域福祉の向上を図るため、本格実施を開始したボランティアポイント制度について、内容の見直しを行う。
2 市民福祉の推進	(新規) ・広報となみの携帯端末での閲覧対応化	<u>広報情報課</u> 4月から、広報となみをどこでも確認できるようにするため、携帯端末での閲覧形式に変換しホームページに掲載する。
	(新規) ・国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証のカード化	<u>市民課</u> 7月から、利便性の向上を図るため、国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証を個人別にカード化する。 ※東日本大震災に伴い、サーバー等機器の納入が遅延したため、実施時期が平成23年度から平成24年度になったもの。
	・市営バスの利便性向上に向けた路線改正及びダイヤ改正 (継続)	<u>生活環境課</u> 昨年10月から、JR城端線や民間バスとの接続強化と利便性の向上を図るため事業体系を見直した市営バスについて、一層の利便性の向上を図るため、市民の要望に応える路線変更及びダイヤ改正を実施する。
	(新規) ・幼稚園の長期休業における拠点保育の拡充	<u>こども課</u> 公立幼稚園で夏期等の長期休業時に預けられる幼児の精神的負担の軽減を図るため、預かり保育の拠点を拡充する。
	(新規) ・幼稚園における子育て支援センターの増設	<u>こども課</u> 地域住民のつながりが希薄化しているなか、子育て相談等の増加に対応するとともに、親育ちの支援拠点を増やすため、子育て支援センターを増設する。
4 環境対策の推進	・公用車の一元管理の推進 (継続)	<u>総務課</u> 引き続き、公用車共用制度の台数を増やし、一元管理に向けた取り組みを進めるとともに、買い替えの際には台数の削減の可否を検討し、買い替える場合は、環境に配慮した軽自動車やハイブリッド車等の導入を図る。

2 行財政基盤の強化

項目	取組事項	実施概要
1 公正で透明な市政運営	・行政評価の実施 (継続)	<u>総務課・企画調整課・財政課</u> 全ての事務事業を対象に行政評価及び担当者以外からの視点による二次評価を引き続き実施し、公表するとともに、総合計画実施計画の進捗管理及び次年度予算への反映を図ることで、市政の透明性を高め、市民との協働によるまちづくりを推進する。

項目	取組事項	実施概要
2 行政経費の 節減	(新規) ・総合行政情報システムの更新における経費の節減	広報情報課 経費の節減を図るため、総合行政システムの更新時にノンカスタマイズを基本としたパッケージソフトを導入する。 初期導入費用単年度分節減見込額：19,740千円
	・各種補助金の見直しによる削減 (継続)	財政課・各課 各種補助金等について、必要性や効果等の見直しを行い、不必要な補助金の廃止や補助率等の見直しにより削減を図る。また、団体運営補助金を中心に、繰越金等の状況に基づく縮減ルールを導入する。
	(新規) ・新会計システムの導入	上水道課 4月から、経費の節減と効率的に業務を推進するため、会計システムを統合する。
	・教育用コンピュータの一括整備による経費の節減 (継続)	教育総務課 補助事業を利用した教育用パソコンの一括整備により後年の経費負担を節減する。 平成24年度節減見込額：18,066千円
	・スクールバスの複数年契約による経費の節減 (継続)	教育総務課 経費の節減を図るため、スクールバスの運行委託を単年度契約から3年間の複数年契約とした。 単年度分節減額：809千円
3 財政構造の 健全化	(新規) ・ホームページ内に有料広告の設置	広報情報課・総務課 4月から、自主財源の確保と市関連事業所のPR機会の確保を図るため、ホームページ内に有料広告（バナー広告）を設置する。
	・未利用地等の有効活用 (継続)	財政課 未利用の市有地等について、売却処分等の有効活用を引き続き推進する。
	(新規) ・公会計管理台帳の整備	財政課 財産台帳システムを導入し、適正な財産管理の推進を図る。
	(新規) ・滞納整理事務の強化	税務課 7月から、滞納管理システムを導入し、滞納整理事務の一層の強化を図る。 ※東日本大震災に伴い、サーバー等機器の納入が遅延したため、実施時期が平成23年度から平成24年度になったもの。
	・施設の使用料・利用料及び入館料・観覧料等の設定 (継続)	各課 施設の使用料・利用料または入館料・観覧料等（料金等）について、利用者の受益負担の公平性と取扱いの均一化を図るため、新たに料金等を設定し、4月から運用する。 ●使用料・利用料を新たに設定した施設・・・生きがいセンター・庄川高砂会館、勤労青少年ホーム、庄川勤労者体育センター、B&G海洋センター、太田テニスコート、中村体育施設、高道グラウンド、中村グラウンド、上和田緑地 ●入館料・観覧料等を新たに設定した施設・・・となみ散居村ミュージアム民具館、松村外次郎記念庄川美術館

項目	取組事項	実施概要
3 財政構造の 健全化	・施設の使用料・利用料及び入館料・観覧料等の見直し (継続)	各課 施設の使用料・利用料または入館料・観覧料等(料金等)について、利用者の受益負担の公平性と取扱いの均一化を図るため、料金等や用語の定義及び運用を見直し、4月から運用する。 ●料金等や用語の定義及び運用を見直した施設・・・砺波市福祉センター苗加苑・北部苑・麦秋苑、出町子供歌舞伎曳山会館、チューリップ四季彩館、庄川特産館、庄川ふれあいプラザ、閑乗寺夢木香村、夢の平コスモス荘、となみ散居村ミュージアム、庄川水資料館、かいにょ苑、砺波市美術館、庄川生涯学習センター、庄川まちかどギャラリー蔵、庄川若者の館、砺波農村環境改善センター、庄川農村環境改善センター、庄川健康プラザ、夢の平ペアリフト、庄川パットゴルフ場、砺波体育センター、庄川体育センター、B&G海洋センター、高道体育館、砺波総合運動公園(野球場、夜間照明施設、多目的競技場、野球・ソフトボール広場、サッカー・ラグビー広場、温水プール)、砺波向山健民公園、鷹栖テニスコート、弁財天スポーツ公園、中学校夜間照明施設、市民総合運動場
4 保有財産の有効活用	・橋梁長寿命化計画の策定 (継続)	土木課 計画的な維持管理による施設の長寿命化を図るため、橋梁の長寿命化計画を策定している。
5 1市2制度の解消	・水道料金の統一化 (継続)	上水道課 平成24年6月検針分から、旧砺波市給水区域を値下げし、旧庄川町給水区域を値上げし、水道料金を統一する。
	・下水道使用料の統一化 (継続)	下水道課 平成24年6月検針分から、旧庄川町区域の下水道使用料を改定し、下水道使用料を統一する。

3 組織・人員の見直し

項目	取組事項	実施概要
1 人材育成の推進	・新たな人事評価システムの導入 (継続)	総務課 評価内容や運用について、引き続き改良点を検討し、評価者の人事評価における公平性と客観性の高い評価システムとなるよう評価研修を実施する。
2 定員の適正化	・採用の抑制による職員数の適正化 (継続)	総務課 定員適正化計画に基づき職員数を削減する。 削減予定数 12人(病院を除く。)
3 組織機構の見直し	(新規) ・課の統合	総務課 4月から、効率的に業務を推進するため、広報情報課の業務を企画調整課と総務課に分離し、3課を2課に統合する。
	(新規) ・課の統合	総務課 4月から、効率的に業務を推進するため、上水道課と下水道課を統合する。

項目	取組事項	実施概要
3 組織機構の見直し	(新規) ・庄川支所長の職位の見直し	総務課 4月から、庄川支所長の職位を部長級から次長級へと見直す。

4 事務事業の見直し

項目	取組事項	実施概要
1 事業経費、 施設経費等 の見直し	・フルーツ村の運営 体制の見直し (継続)	地域振興課 フルーツ村の運営について、地元団体へ移管し、平成24年度中に廃止する。
2 事務手続き 等の見直し	(新規) ・庁舎内における掲 示物掲示のルール 化	総務課 庁舎内における掲示物を掲示する際のルールを策定する。
	(新規) ・施工管理の実施	検査課 500万円以上の工事において監督員に施工管理を徹底させるため、新しく「施工プロセスチェックシート」を作成し導入する。

砺波市行政改革推進計画

平成 23 年度～平成 27 年度

平成 24 年 2 月

砺波市

1 市民との協働による市政の推進

(1) 市民参画・協働の仕組みづくり

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
1	市民との協働による男女共同参画の推進	平成22年度に策定した「砺波市男女共同参画推進計画（第二次）」に基づき、男女共同参画の推進を図るとともに、市民協働による啓発活動や調査、研究を行う。	市民の意識を把握するため市民アンケート調査を実施し、平成23年度を初年度とする「砺波市男女共同参画推進計画（第二次）」を策定した。	砺波市男女共同参画市民委員会を開催し、市民の意見を取り入れた施策を行うなど、市民協働で推進することにより、効果的な啓発活動を実施することができる。	砺波市男女共同参画市民委員会の開催						企画調整課
							砺波市男女共同参画推進計画（第三次）の策定				

(2) NPOの育成・ボランティアとの連携

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
2	ボランティアポイント制の実施	ボランティア活動の促進を図るため、観光や生涯学習等にも対象を広げるなど、ボランティアポイント制「レッツ！ボランティアとなみ」を本格実施し、ボランティアの推進を図る。	平成22年7月から、一部の福祉活動を対象にボランティアポイント制「レッツボランティアとなみ」を試行した。	市民のボランティア活動の意識の高揚並びに、ボランティア活動の推進と地域福祉の向上が図られる。 ■ ボランティアセンター登録人数を、平成22年度の4,766人から、平成28年度には6,000人となること、また、NPO法人については平成22年度の11団体から平成28年度には15団体となることを目標とする。	ボランティアポイント制の試行						企画調整課 社会福祉課
							ボランティアポイント制の本格実施				
							ボランティアポイント制の検証				

(3) 審議会等の見直し・活性化

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
3	審議会等への女性委員の積極的な登用	男女共同参画の推進を図るため、砺波市男女共同参画市民委員会を年1回開催し、市の審議会等における女性委員の割合の向上について進行管理や評価を行う。	砺波市男女共同参画市民委員会を開催するとともに、審議会等における女性の登用促進のため、各審議会等の任期等調査を行った。	審議会等の活性化が図られる。 ■ 市の審議会等における女性委員の割合を、平成22年度の21.2%から平成27年度には30%とすることを目標とする。	市の審議会等における女性委員の割合の向上						企画調整課
4	審議会等への公募委員の登用	幅広く市民の意見を反映するため、審議会等への公募委員の登用の拡大を図る。	審議会等の改選時期に併せて関係課等に公募委員の登用について周知を行っている。	幅広く市民の意見が反映されるとともに、審議会等の活性化が図られる。	市の審議会等における公募委員の登用の拡大						総務課
5	審議会等の整理統合	既存の審議会等の設立経緯及び関係法令等から調整を図り、可能なものについて整理統合を推進する。	既存の審議会等の整理統合について関係課等に周知を図っている。	簡素で効率的な行政機構の確立や、経費の節減が図られる。	市の審議会等の整理統合の推進						総務課

2 公正で透明な市政運営

(1) 広報広聴機能の充実

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
6	積極的な広聴活動の展開	高度化、多様化する市民ニーズを把握するため、市長への手紙や行政出前講座等により、積極的な広聴活動を展開するとともに、ホームページに掲載する。	市長への手紙や行政出前講座のほか、平成21年度と22年度の2か年で市内全21地区においてタウンミーティングを実施した。	高度化、多様化する市民ニーズに対応した施策の実施が図られる。	市長への手紙や行政出前講座の継続実施						企画調整課 各課
7	ケーブルテレビによる広報活動の充実	ケーブルテレビのコミュニティチャンネルについて、番組やデータ放送により提供する行政情報を更に充実させ、市民の利便性の向上と緊急時の情報伝達能力の向上を図る。	平成23年度から、視聴者のニーズに合わせ行政番組の高画質化や高音質化を図るため、砺波市・南砺市・TSTの各チャンネルを統合しハイビジョン化した。また、行政情報や緊急情報などをテレビ画面で伝えるデータ放送を開始した。	市民の利便性の向上が図られるとともに、広報活動の一層の充実が図られる。	コミュニティチャンネルの番組やデータ放送による行政情報の充実						広報情報課
8	「広報となみ」の電子媒体での利用促進	新たに、スマートフォンやタブレット端末専用の「広報となみ」の閲覧用ファイルを毎号作成し、ホームページに掲載する。	ホームページに「広報となみ」のPDF版を掲載しているが、画面の広さに制約のある携帯端末等では閲覧し難かった。	携帯端末でも閲覧し易いことから、市民がいつでも、どこでも「広報となみ」の情報に触れることができ、広報活動の一層の充実が図られる。	携帯用端末等専用の閲覧用ファイル作成の調査・検討						広報情報課
							携帯用端末等専用の閲覧用ファイルの掲載				

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
9	ホームページの情報発信力と利便性の向上	ブログやツイッター等のウェブ上の様々な情報発信の仕組みを積極的に活用するとともに、多様な携帯端末機器にも対応できるよう、研究を行う。	ホームページの記事の質と量の充実に努めた。	記事の斬新性及び携帯端末での閲覧対応により、ホームページのアクセス数が増加するとともに、市民サービスや行政事務などの情報化の推進が図られる。 ■ホームページのアクセス数を、平成22年度の39万件から平成28年度には45万件とすることを目標とする。	ホームページの更新 SNSによる情報発信 ホームページによる最新情報の発信					広報情報課

(2) パブリックコメント制度の推進

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
10	パブリックコメント制度の推進	条例や施策の立案過程において素案を公表し、広く市民の意見を求めるため、パブリックコメント制度の推進を図る。	条例や施策の立案過程において市民の意見を求める、パブリックコメント制度を導入した。	市民への説明責任を果たすとともに、行政運営に市民の意見や考えが反映され、市民との協働による行政運営が図られる。	パブリックコメント制度の推進					企画調整課 各課

(3) 財政情報のわかりやすい公表

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
11	連結財務4表及び財務分析結果の公表	普通会計、特別会計及び企業会計を含めた連結財務4表（バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）及びその分析結果を公表する。	普通会計決算に基づく財務4表及び財政分析指標（財政の健全性、サービスの効率性、経年比較等）の公表を行っている。 なお、財務諸表の作成基準は統一されていないため、連結決算を行うために必要な表示科目の読替手続きや会計間の内部取引の相殺等の作業が未着手である。	砺波市と同一モデル及び連結範囲で公表を行っている類似団体との比較や分析が可能になるとともに、財政運用上の目標設定や方向性の検討、行政評価との連携、受益者負担の適正化等への活用が図られる。	普通会計決算に基づく財務4表及び財政分析指標の公表 連結範囲、財務分析等の公表内容の検討、実施					財政課

(4) 行政評価の実施

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
12	行政評価の実施方法の検討	全ての事務事業を対象に行っている行政評価の実施方法について、更に調査・研究・検討を行う。	全ての事務事業を対象に行政評価を実施し、総合計画実施計画の進捗管理及び次年度予算への反映を図っている。 また、平成22年度から、部・課長に相当する職員で構成するワーキンググループによる全方的視点からの二次評価を取り入れた。	行政の説明責任の徹底、限られた財源・人材による質の高い行政の実現、成果重視の行政への転換や行政組織構造の見直しが図られる。	行政評価の継続的な実施 C評価とされた事業に対する取組の検討 B評価とされた事業に対する取組の検討 行政評価の新しい実施方法の調査・研究・検討 行政評価の新しい実施方法の導入					総務課

3 事務・事業の見直し

(1) 事務・事業の整理合理化

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
13	市営バスの路線等の見直し	平成23年10月のダイヤ改正に合わせ、既存の市営バス4路線とふれあいバス、福祉バスの路線を統合し、12路線とする。	市営バスや民間バス等の公共交通機関がない交通空白地域があった。	市営バスと民間バスの接続強化及び利便性の向上が図られる。 また、交通空白地域が解消されるとともに、運転免許を持たない交通弱者の足を確保することにより、市民の生活利便性が確保され、市街地の活性化が図られる。 ■市営バスの収支率を平成22年度の16.6%から平成28年度には20%に、また、市営バス利用者数を平成22年度の42,125人から平成28年度には50,000人となることを目標とする。	条例等の整備 ダイヤ改正後の新路線による運行 ダイヤ改正後の新路線の効果検証・新ダイヤの検討 ダイヤ改正後の運行 ダイヤ改正後の効果検証・新ダイヤの検討 ダイヤ改正後の運行 ダイヤ改正の効果検証・新ダイヤの検討					社会福祉課 生活環境課

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
14	観光振興戦略の推進と観光関連事業やイベント等の見直し	平成22年度に策定した「砺波市観光振興戦略プラン」に基づき、毎年、観光関連事業やイベント等の進捗状況や課題、目標の達成状況等の整理及び分析を行い、事業内容の見直しを行う。	平成23年度を初年度とする「砺波市観光振興戦略プラン」を定めた。また、プランに基づいた事業等を平成23年度予算に反映した。	事業内容の見直しが図られるとともに、効率的、重点的な事業の実施が図られる。 ■観光入込客をイベントや観光施設の入場者も含めて、平成21年の163万人から平成27年には180万人となることを目標とする。	砺波市観光振興戦略プランの実施・検証	砺波市観光振興戦略アクションプランの作成	砺波市観光振興戦略アクションプランの実施・検証	新計画の策定、検討		観光振興戦略室
15	類似施設の統合	既存の部屋や空スペースを、需要の高い部屋に改修するとともに、他施設で実施している類似講座を集約し、効率を高める。	職業能力開発センターでは利用需要が低い部屋が複数ある。また、勤労青少年ホーム及びとなみ野サロンは耐震化されていない。	施設利用が増えるとともに、類似講座の集約により受講者の増加が見込まれる。また、施設維持経費や人件費の削減が図られる。	施設改修	講座の集約、見直し	各施設から職業能力開発センターへ講座等実施会場の異動			職業能力開発センター 勤労青少年ホーム となみ野サロン
16	水道台帳のペーパーレス化	紙ベースの水道台帳の加除を中止し、データ管理のみに移行する。	紙ベースの水道台帳の加除を行い、データ入力時の参考資料として使用している。	市民からの問合せ等への迅速な対応を実現するとともに、保管スペースの削減及び台帳作成事務の簡素化が図られる。	ペーパーレス化に伴う課題の検証			全件ペーパーレス		上水道課

(2) 補助金等の適正化

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
17	補助金等の適正化	補助金や負担金等について一覧表を作成し、行政の関与や効果、経費負担の在り方等について検討し、目的が達成されたものや効果が期待できなくなったものについて、廃止、縮小、統合等を行う。	平成24年度から、団体運営補助金を中心に、繰越金等の状況に基づく削減ルールを適用できるように検討している。	補助金や負担金について常に見直しを行い、スクラップアンドビルドを行うことで、市民ニーズに柔軟に対応することができるとともに、効率的、重点的な事業の実施が図られる。	補助金等一覧表の作成	補助金額調整制度の導入	補助金等の在り方等についての検討			財政課

(3) 民間機能の活用

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
18	指定管理者制度の積極的、計画的な活用	地域活性化や市民サービスの向上等を図るため、引き続き、指定管理者制度の積極的な活用を図る。	平成18年度から、民間機能を活用することが適当な事務、事業について、指定管理者制度の積極的な活用を図っている。	地域活性化や市民サービスの向上が図られるとともに、行政経費の節減が図られる。	指定管理者制度の積極的な活用					各課

(4) 環境と共生する行政運営の推進

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
19	公用車の一元管理の推進	公用車の一元管理について具体的な検討を行うとともに、運行状況調査に基づき、車両台数の計画的な削減を図る。また、環境に配慮した軽自動車やハイブリッド車等の導入を図る。	軽自動車を共用車として各課の利用促進を図った。また、公用車の更新時には軽自動車等の環境に配慮した車両の導入を図った。	環境への負荷低減が図られるとともに、維持管理費の削減と効率的な車両配置が図られる。	行政改革専門部会において検討	公用車運行状況調査の実施	公用車の一元管理による車両台数の計画的な削減	軽自動車及びハイブリッド車等の導入		総務課 財政課
20	緑のカーテンの普及	花と緑いっぱいのまち及び地球温暖化の防止に向けた省エネルギーを推進し、夏の暑さを和らげるうるおいのある環境作りのため、窓の外のネット等につる性植物を這わせた自然のカーテンを普及する。	市役所庁舎を利用し、緑のカーテンの実効性と効果について検証を行った。	花と緑のまちのPRとともに、夏の暑さを和らげることにより、地球温暖化の防止に向けた省エネルギーの推進が図られる。	補助金による普及啓発			コンテンツによる普及啓発		生活環境課
21	省エネルギーの推進及びCO2削減の取組みの推進	市が行う事務事業に伴う環境への負荷を軽減するために策定した「地球温暖化防止砺波市役所実行計画」に基づき、電気、ガス、水道や公用車の燃料使用量の削減に努める。また、「砺波市地球温暖化防止計画」の策定について調査、研究を進める。	職員を対象としたアンケート調査を実施し、地球温暖化防止のための意識の高揚を図った。また、公用車の燃料使用量調査を実施するとともに、地球温暖化防止砺波市役所推進会議等を開催した。	地球温暖化の防止に向けた省エネルギーの推進と、環境にやさしい行政運営の推進が図られる。	地球温暖化防止砺波市役所実行計画の実施	次期実行計画の策定	次期実行計画の実施	砺波市地球温暖化防止計画策定のための調査、研究		生活環境課

(5) 広域連携による政策の推進

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
22	広域連携による事務事業の推進	合理的かつ効率的に事務事業を行うため、事務事業全般について常に見直しを行うとともに、共同処理の推進について検討するとともに、観光と産業が一体となった観光宣伝事業を展開する。	平成22年度に、砺波市と南砺市で設置する砺波広域圏消防本部と小矢部市消防本部を統合し、砺波地域消防組合を設置した。また、介護保険事業やごみ処理事業についても広域連携による事務を行っている。	合理的かつ効率的な事務事業を行うことができるとともに、行政経費の節減が図られる。	共同処理の推進の検討及び観光と産業が一体となった観光宣伝事業の展開					各課

4 人材育成と職員の意識改革

(1) 人材の育成・確保

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
23	人事評価制度の検討・実施	目標管理制度を活用し、職員の能力や成果を公正に評価する基準を定め、これに基づく新たな人事評価システムを職員団体の意見も踏まえながら検討、実施する。	平成19年度より、人事評価制度を試行し、昇任、異動、研修派遣者の選考及び人材育成等に活用している。	職員一人ひとりの能力、適性、実績見込みに応じた客観的評価がなされ、適材適所の人事配置や人材の有効活用が図られる。	人事評価制度の試行実施 → 新たな人事評価制度の検討 → 新たな人事評価制度の実施					総務課
24	効果的、計画的な研修の実施	「砺波市人材育成基本方針」に基づき、政策形成能力や創造的能力、専門的知識や技術を有するとともに、新たな課題に対応できる人材の育成に努めるため、総務課において、効果的、計画的な研修を実施するとともに、職場内研修の実施を徹底する。	平成19年度を初年度とする「砺波市人材育成基本方針」を定めた。また、平成21年度より、専門的知識や技術を取得するための一部の研修について、各課主導から総務課主導に変更した。	計画的に政策形成能力や創造的能力、専門的知識や技術を有する人材育成が図られる。 ■職員研修回数を、平成22年度の42回から平成28年度には45回とすることを、また、研修の延参加者数を平成22年度の608人から平成28年度には650人以上の参加とすることを目標とする。	砺波市人材育成基本方針の実施 → 効果的、計画的な研修の実施 → 職員自己啓発研修の推進					総務課

(2) 職員の意識改革の推進

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
25	職員からの事務改善提案等の募集、実施による改革意識の推進	市民サービスの向上や職員の意識改革を推進するため、職員からの事務改善提案等を随時募集、実施する。	これまでも職員からの事務改善提案等を募集、実施しており、件数は年々増加している。	市民サービスの向上が図られるとともに、市民福祉の向上に視点をいた職員の意識改革が推進される。	職員からの事務改善提案等の募集、実施					総務課
26	自分の地域をよく知るための意識付け	愛着を持って行政を行うことの意識付けを進めるため、職員による審議会や計画等への積極的な意見や提案の募集を行わせる。	審議会等の結果について職員への公表は行っていたが、意見、提案の募集を行ったものは少数だった。	自分の地域をよく知り、愛着を持って行政に取り組むことができる。	職員による審議会や計画等への積極的な意見や提案の募集					各課
27	窓口サービスの向上	窓口での市民サービスの向上や満足度を高めるため、各課での接遇研修や窓口アンケートを実施するとともに、開庁時間の延長を行う。	毎週月曜日に一部業務（税務課、社会福祉課、高齢介護課、健康センター、市民課、上水道課、下水道課、こども課）について窓口受付時間を7時まで延長している。	職員の接遇について改善が図られるとともに、窓口での市民サービスの向上や満足度が高まる。	各課での接遇研修の実施 → 窓口アンケートの実施 → 窓口アンケートの検証					総務課

5 定員管理と組織機構の適正化

(1) 定員管理の適正化

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
28	定員適正化計画の策定及び定員管理等の公表	平成21年度に策定した「砺波市定員適正化計画（後期計画）」に基づき、市民サービスの低下を来さないよう配慮しつつ定員の適正化に努める。	「砺波市定員適正化計画（前期計画）」に基づき58人の定員削減を実施した。また、平成21年度に、平成27年4月までの目標を定めた「砺波市定員適正化計画（後期計画）」を策定した。	市民ニーズや重点施策に対応した効率的な組織体制が構築されるとともに、人件費の削減が図られる。 ■定員管理について、平成21年4月から平成27年4月までに40人の定員削減を目標とする。	砺波市定員適正化計画（後期計画）の実施 → 新計画の検討、策定 → 新計画の実施					総務課

(2) 組織機構の見直し

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
29 組織のスリム化	意思決定のスピードアップと迅速で弾力的な組織運営を実現するため、課の統廃合等による組織のスリム化に努める。	行政改革専門部会において、行政組織の見直しについて検討し、行政改革推進本部会議において課の統廃合等を実施している。また、平成22年度から、課長の裁量による柔軟な人員配置により業務の平準化が図れるよう、主任を係付けから課付けへと変更した。	課の統廃合等により組織のスリム化が図られるとともに、意思決定のスピードアップと迅速で弾力的な組織運営が図られる。	行政組織の見直しの検討、実施						総務課各課

(3) 給与の適正化

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
30 能力及び実績を重視した給与制度等の導入	国の基準及び他の地方公共団体の状況等に留意し、一層の適正化に努めるとともに、人事評価が適正に反映される給与制度を導入する。	人事評価制度を活用した給与制度の導入に向けて検討を行った。	能力及び実績を重視した給与制度により、職員の能力とやる気を引き出し、事務の効率化が図られる。	人事評価制度を活用した給与制度の導入に向けた検討、実施						総務課

(4) 外郭団体の見直し、活性化

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
31 外郭団体等の安定的な経営の指導	外郭団体等が長期的展望に立った安定的な経営を行うため、一部外郭団体について幹部職員の派遣を行うとともに、専門部会等を設置し経営の指導を行う。	外郭団体等に関係のある部・課において指導を行っていた。	外郭団体等について、長期的展望に立った安定的な経営が確立される。 ■市の外郭団体4団体のうち3団体は平成23年度中に、残る1団体は平成24年度中に公益法人移行の続きを完了する予定としている。	専門部会等の設置による経営の指導 外郭団体等の経営の研究 公益法人制度改革に伴う移行手続き						総務課
32 土地開発公社保有土地の売却	土地開発公社の健全な経営を確立するため、保有する土地の売却を積極的に推進する。	平成21年度に、積極的に保有土地の処分を行った。	土地開発公社の健全な経営が確立されるとともに、一層の財政の健全化が図られる。	保有土地の積極的な売却						財政課

6 財政構造の健全化

(1) 健全な財政構造の堅持

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
33 財政指標に留意した健全な財政運営	「砺波市財政健全化計画」及び「砺波市公債費負担適正化計画」に基づき、健全化判断比率や経常収支比率等の財政指標を見極めながら、健全な財政運営を図る。	平成19年度を初年度とする「砺波市財政健全化計画」及び「砺波市公債費負担適正化計画」を策定した。また、学校の耐震化など改築事業は先延ばしにできないため、事業の選択を徹底し公債費負担の適正化を図っている。更に、公的資金補償金免除繰上償還制度を有効に活用し、公債費負担の軽減を図った。	健全な財政運営が図られる。 ■実質公債費比率を、平成22年度（3か年平均）の20.3%から平成28年度（3か年平均）には18%未満とすることを目標とする。	財政指標に留意した健全な財政運営の実施 砺波市財政健全化計画の実施 砺波市公債費負担適正計画の実施						財政課

(2) 市税、使用料等の確保

取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課	
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
34 電子申告（eLTAX）の推進	電子申告（eLTAX）の推進を図り、申告等の利便性の向上と公平適正な課税に努める。	市県民税、固定資産税（償却資産）、法人市県民税等の一部について電子申告の受付を実施した。	インターネットを活用し自宅等から申告できるなど利便性の向上が図られるとともに、課税誤りを防止するなど公平適正な課税が図られる。	電子申告（eLTAX）の推進						税務課
35 滞納整理の強化	市税を確保するため、滞納管理システムを導入し、一層の整理強化を図る。また、市の各債権について滞納管理の連携を図ることの調査、研究を行う。	徴収嘱託員を設置し、滞納整理の強化を図った。また、口座振替手続きを簡素化し、口座振替利用者の増加、利用率の向上を図っている。	市税の一層の確保が図られる。	滞納管理システムの導入 市の各債権について滞納管理の連携を図ることの調査、研究						税務課

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
36	民具館入館料の徴収	受益と負担の適正化を図るため、民具館の入館料を有料とする。	となみ野田園空間博物館協議会（富山県、砺波市、南砺市）で運営している各施設（情報館、伝統館、交流館）の入館料が無料であることから民具館の入館料も無料となっている。	受益と負担の適正化が図られる。	条例等の整備 → 入館料の徴収					となみ散居村ミュージアム
37	生きがいセンター庄川高砂会館施設使用料の徴収	受益と負担の適正化を図るため、生きがいセンター庄川高砂会館の施設使用料を有料とする。	施設使用料は無料となっている。	受益と負担の適正化が図られる。	条例等の整備 → 施設使用料の徴収					地域振興課

(3) 保有財産の有効活用

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
38	未利用地等の有効活用	未利用地等の有効活用を図るため、資産台帳の電子化を図るとともに、民間等への処分や一時貸付等の推進を図る。	未利用地等の売却を実施している。	未利用地等の有効活用が図られるとともに、財政の健全化が推進される。	未利用地等の売却の推進 → 資産台帳の電子化					財政課
39	橋梁長寿命化修繕計画の策定及び推進	「砺波市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、平成25年度以降、計画に基づき維持修繕を図る。	施設の点検が十分に行われておらず、臨時的な維持修繕により対応している。	計画的な維持管理により、利用者への安全、安心を確保するとともに、維持管理コストの低減が図られる。	砺波市橋梁長寿命化修繕計画の策定 → 長寿命化修繕計画の実施					土木課
40	公園施設長寿命化計画の策定及び推進	「砺波市公園施設長寿命化計画」を策定し、平成25年度以降、計画に基づき維持修繕を図る。	管理委託先からの報告に基づき、応急措置的な維持修繕により対応している。	計画的な維持管理により、利用者への安全、安心を確保するとともに、維持管理コストの低減が図られる。	砺波市公園施設長寿命化計画の策定 → 長寿命化計画の実施					都市整備課
41	公営住宅等長寿命化計画の推進	平成22年度に策定した「砺波市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に施設の耐久性の向上と予防保全的な維持管理を図る。	平成22年度に「砺波市公営住宅等長寿命化計画」を策定した。	計画的な維持管理により、公営住宅等の長寿命化とライフサイクルコストの低減が図られる。	砺波市公営住宅等長寿命化計画の実施 →					都市整備課

(4) 公共事業等の見直し

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
42	総合計画等の策定及び推進	「砺波市総合計画」や「砺波市公債費負担適正化計画」に基づき、中長期計画の見通しの下で計画に計上された事業を実施するなど、財政規模に見合った事業を計画的に進める。	平成18年度に、平成19年度を初年度とする「砺波市総合計画（前期基本計画）」を、平成19年度に同年度が初年度の「砺波市公債費負担適正化計画」を策定した。また、平成23年度において、平成24年度から平成28年度を計画期間とする「砺波市総合計画（後期基本計画）」を策定する。	財政規模に見合った事業を計画的に進めることにより、行政経費の削減が図られる。	砺波市総合計画（前期基本計画）の実施 → 砺波市総合計画（後期基本計画）の策定 → 砺波市総合計画（後期基本計画）の実施 → 砺波市公債費負担適正計画の実施					企画調整課 財政課
43	入札及び契約事務の改善	入札及び契約事務の透明性及び公平性を高めるため、条件付一般競争入札の対象金額の拡大や電子入札の導入等について、引き続き調査、研究を進める。	平成21年から設計額が500万円以上の建設工事について条件付一般競争入札を導入するとともに、郵便入札を実施した。また、ホームページ等により入札結果の公表を行っている。	入札及び契約事務の透明性及び公平性が高まる。	条件付一般競争入札の対象金額の拡大や電子入札の導入等の調査研究 →					財政課

(5) 公営企業等の経営健全化

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
44	水道事業及び工業用水道事業の経営基盤強化	平成21年度に策定した「砺波市水道ビジョン」に基づき、計画的に施設整備を進めるとともに、独立採算制を堅持し、経営基盤強化を図る。	平成22年度を初年度とする「砺波市水道ビジョン」を策定した。	水道事業及び工業用水道事業の経営健全化が図られる。	砺波市水道ビジョンに基づく事業の推進 →					上水道課
45	下水道の経営基盤強化	平成22年度に策定した「砺波市下水道事業中期経営計画」に基づき、経営基盤強化を図る。	平成23年度を初年度とする「砺波市下水道事業中期経営計画」を策定した。	下水道事業の経営健全化が図られる。	中期経営計画に基づく事業の推進 → 次期経営計画のための調査・研究 → 次期経営計画の策定			中期経営計画の中間評価		下水道課

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
46	病院事業の経営健全化	平成20年度に策定した「市立砺波総合病院改革プラン」に基づき、収益の確保や経費の節減による効率化等に努め、安定的かつ自立的な経営による良質な医療を継続して提供できる体制の構築を図る。	平成21年度を初年度とする「市立砺波総合病院改革プラン」を策定した。なお、毎年四半期毎に検証を行いながら計画実施に取り組んでいる。	病院事業の経営健全化により、必要な医療の安定的な継続的な提供が図られる。				市立砺波総合病院改革プランの実施・四半期ごとの検証 次期改革プランの策定 次期改革プランの実施		砺波総合病院

(6) 自主財源の確保

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
47	広告料収入による自主財源の確保	ホームページに有料広告を掲載し、自主財源の確保を図るとともに、地場産業の紹介の場を提供する。	他自治体の仕組みや問題点を調査し、本市における広告媒体の検討を行った。	自主財源の確保が図られるとともに、地域経済の活性化が図られる。	要綱等の整備	広告主の募集・掲載				広報情報課
48	企業の誘致促進地場産業の活性化	平成18年度に策定した「砺波市産業振興計画」に基づき、企業誘致等に取組むとともに、地場産業の活性化を推進する。また、同計画の見直しを行い、企業誘致と既存企業の増設の推進を図る。	平成18年度を初年度とする「砺波市産業振興計画」を策定した。なお、これまでに、中小企業振興資金や小口事業資金等の融資実行時における保証料助成率のかさ上げや、コンベンション誘致支援事業、中小企業を対象とした展示会への出展料等の補助等を実施するとともに、平成23年度から既存立地企業の事業拡張、新規事業の誘致推進及び企業の要望等に機動的に対応するため、商工観光課内に企業立地推進担当を設けた。	市民の就労機会が確保されるとともに、固定資産税をはじめとする市税等の確保が図られる。		砺波市産業振興計画の見直し		砺波市産業振興計画の推進		商工観光課

(7) 経常経費の削減

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
49	経常経費の削減	平成18年度に策定した「砺波市財政健全化計画」に基づき、健全な財政を堅持するため、事務事業等の見直しを行い、補助費や管理的経費の削減を図る。	平成19年度を初年度とする「砺波市財政健全化計画」を策定した。また、事務事業等の見直しについて検証、検討を行うため、総合計画実施計画のローリングを企画調整課と財政課が合同で行っている。	事務経費の削減並びに効率化が図られ、健全な財政が堅持される。	経常経費の削減並びに効率化					企画調整課 財政課

7 電子自治体の推進

	取組事項	取組内容	これまでの状況	取組効果	年度計画					担当課
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
50	共同アウトソーシング方式についての調査・研究	県西部6市による情報システムの共同アウトソーシング又はクラウドコンピューティングについて調査・研究を行う。	県西部6市の情報システムの現状調査を行い、参加団体の保有するシステムについて調査比較を実施した。	財政面の負担軽減を図る。	共同アウトソーシング方式の調査・研究			導入システムの選定・調整		広報情報課